



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 山梨労働局

山梨労働局発表
平成26年10月17日

【 照 会 先 】

山梨労働局 労働基準部監督課
監督課長 上条 訓之
監察監督官 ^{おおたら} 太田良 雅美
(電話) 055-225-2853

年次有給休暇の取得率は 48.3%

—— 平成 25 年度における年次有給休暇の取得状況等を調査 ——
—— 取得率は前年より 1.1 ポイント減少 ——

厚生労働省山梨労働局（局長 三浦 宏二）では、平成 25 年度における年次有給休暇の取得状況等について調査を実施し、結果を取りまとめました。

今回回答のあった 397 社における有給休暇の取得率は、

一般労働者	48.3%	(対前年比)	-1.1 ポイント
パートタイム労働者	40.9%	(対前年比)	-3.4 ポイント

でした。

また回答のあった事業場のうち、計画的付与制度もしくは時間単位年休制度を導入している 159 社（前年は 165 社）における有給休暇の取得率は、

一般労働者	54.6%	(対全事業場比)	+0.3 ポイント
パートタイム労働者	59.0%	(対全事業場比)	+3.5 ポイント

となっていました。

政府においては、仕事と生活の調和の実現に向け、平成 22 年 6 月に開催したワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を作成し、2020 年（平成 32 年）の年次有給休暇の取得率を 70%とする数値目標を掲げました。

山梨労働局では、今年度から 10 月を「年次有給休暇取得促進期間」と位置付け、「年次有給休暇の取得促進に係るポスター」の掲示（甲府駅等の各駅）による周知啓発、働き方・休み方改善コンサルタントによる相談の実施（*）、各種講習会の実施等により、更なる取り組みを進めていくこととしています。

* 専門的な知識と豊富な経験を有する社会保険労務士などから任用しており、現在、山梨労働局では、2 名を配置しています。働き方・休み方改善コンサルタントは、電話相談のほか、資料提供、事業場への個別訪問、研修会の講師などを行い、年次有給休暇や連続休暇の取得をはじめとした労働時間、休日などの見直し等の様々な相談や助言を行っています。

なお、事業場への個別訪問は、労働基準監督官が行う立入り調査ではありませんので、気軽に相談できます。

1 調査対象及び調査方法

無作為に抽出した県内事業場 490 社に対し、平成 25 年度の年次有給休暇の付与日数・取得日数・連続休暇制度などについて調査を実施した。

調査は郵送により実施し、有効な回答が寄せられたのは 490 社中 397 社 (81.0%) であった。また回答が寄せられた 397 社における調査の対象となった一般労働者の総数は 31,974 人、パートタイム労働者の総数は 4,634 人であった。

2 調査結果 (※用語説明)

(1) 新規付与日数 (勤続年数に応じて新規に発生した日数)

一般労働者に対する年次有給休暇の新規付与日数の平均は 17.4 日で、前年と同日となった。業種別では通信業が 18.8 日と最も多く、次いで貨物取扱業が 18.7 日とこれに続き、接客娯楽業が 16.0 日と最も少なかった。

パートタイム労働者に対する年次有給休暇の新規付与日数の平均は 8.8 日で、前年より 0.7 日減少した。業種別では運輸交通業が 12.9 日と最も多く、次いで金融・広告業が 12.6 日とこれに続き、建設業が 3.2 日と最も少なかった。

(2) 取得日数

一般労働者の年次有給休暇の取得日数の平均は 8.4 日で、前年より 0.2 日減少した。業種別では、貨物取扱業が 21.8 日と最も多く、次いで運輸交通業が 10.9 日とこれに続き、商業が 4.5 日と最も少なかった。

パートタイム労働者の年次有給休暇の取得日数の平均は 3.6 日で、前年より 0.6 日減少した。業種別では金融・広告業が 6.3 日と最も多く、次いで保健衛生業が 5.6 日とこれに続き、建設業が 1.6 日と最も少なかった。

(3) 取得率 (取得日数を新規付与日数で除したもの)

一般労働者の平成 25 年度における年次有給休暇の取得率は 48.3% で、前年より 1.1 ポイント減少した。業種別では貨物取扱業が 116.6% と最も高く、次いで運輸交通業が 64.0% とこれに続き、商業が 25.1% と最も低かった。貨物取扱業の取得率が 100% を超えているのは、本年の取得日数以上の日数を取得しているからで、前年繰越分を含めて年次有給休暇を消化していることが考えられる。

パートタイム労働者の年次有給休暇の取得率は 40.9% で、前年より 3.4 ポイント減少した。業種別ではその他の事業が 63.1% と最も多く、次いで保健衛生業が 56.7% とこれに続き、運輸交通業が 20.1% と最も少なかった。

[グラフ 1 過去 10 年の年次有給休暇の取得状況 \(一般労働者\)](#)

[グラフ 2 過去 10 年の年次有給休暇の取得状況 \(パートタイム労働者\)](#)

[グラフ 3 規模別・業種別の年次有給休暇の取得状況 \(一般労働者\)](#)

[グラフ 4 規模別・業種別の年次有給休暇の取得状況 \(パートタイム労働者\)](#)

(4) 計画的付与制度・時間単位付与制度

年次有給休暇の計画的付与制度もしくは時間単位付与制度を導入している事業場は 159 社 (40.1%) で、平均取得率は一般労働者が 53.7%、パートタイム労働者が 59.0% と、全ての事業場の平均取得率 (上記 (3)) と比べ、一般労働者で 5.8 ポイント、パートタイム労働者で 18.1 ポイント高かった。

(5) 法定休暇以外の休暇制度の導入状況

仕事と生活の調和の実現のために、年次有給休暇等の法定休暇以外に事業場独自の

休暇制度を設けている事業場は 376 社（94.7%）あり、具体的な制度の導入状況は以下のとおりであった。

＜法定休暇以外の休暇制度の導入状況＞

・ 年末年始の休暇	282 社（71.0%）
・ 夏季休暇	251 社（63.2%）
・ G W 休暇	109 社（27.5%）
・ 病 気 休 暇	59 社（14.9%）
・ ボランティア休暇	43 社（10.8%）
・ リフレッシュ休暇	56 社（14.1%）
・ 永年勤続休暇	70 社（17.6%）
・ 忌 引 休 暇	357 社（89.9%）
・ 結 婚 休 暇	345 社（86.9%）
・ 配偶者出産休暇	263 社（66.2%）
・ 裁 判 員 休 暇	107 社（27.0%）

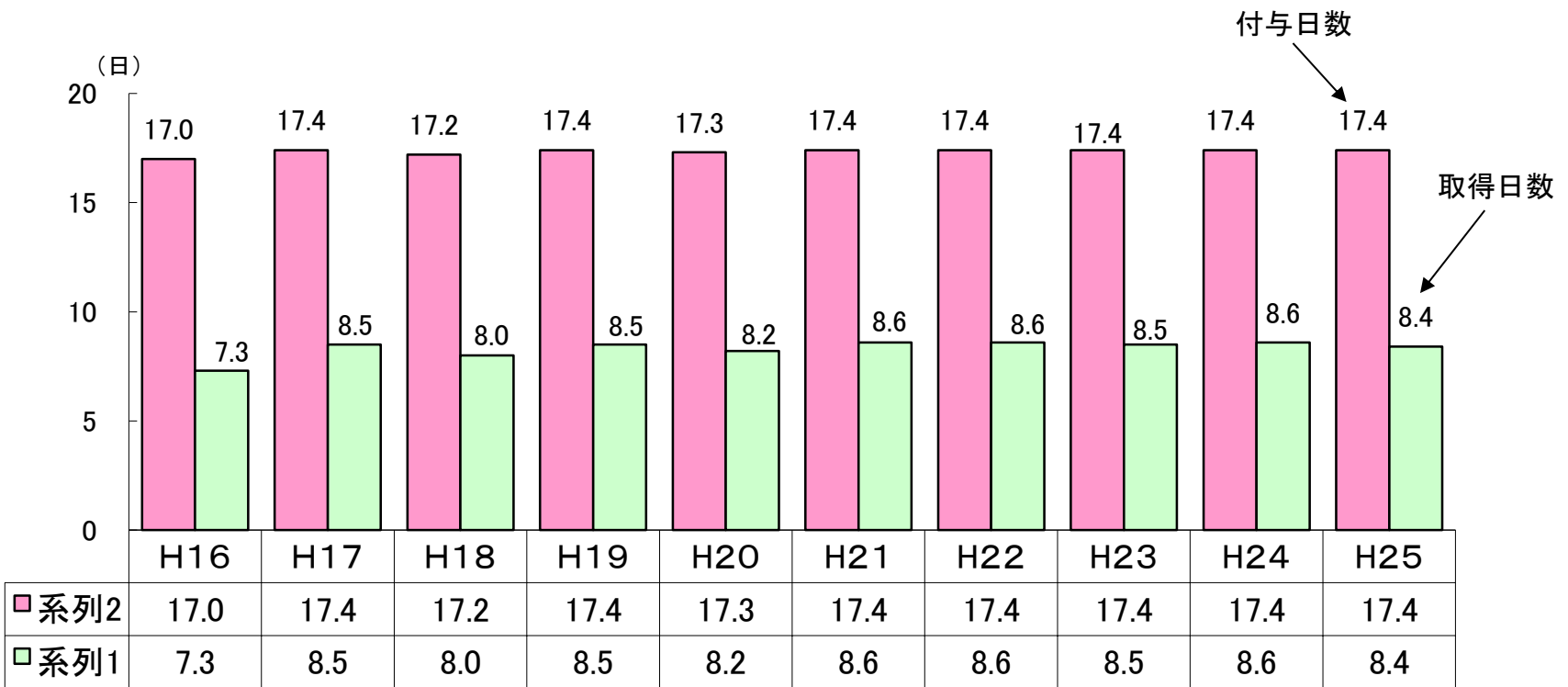
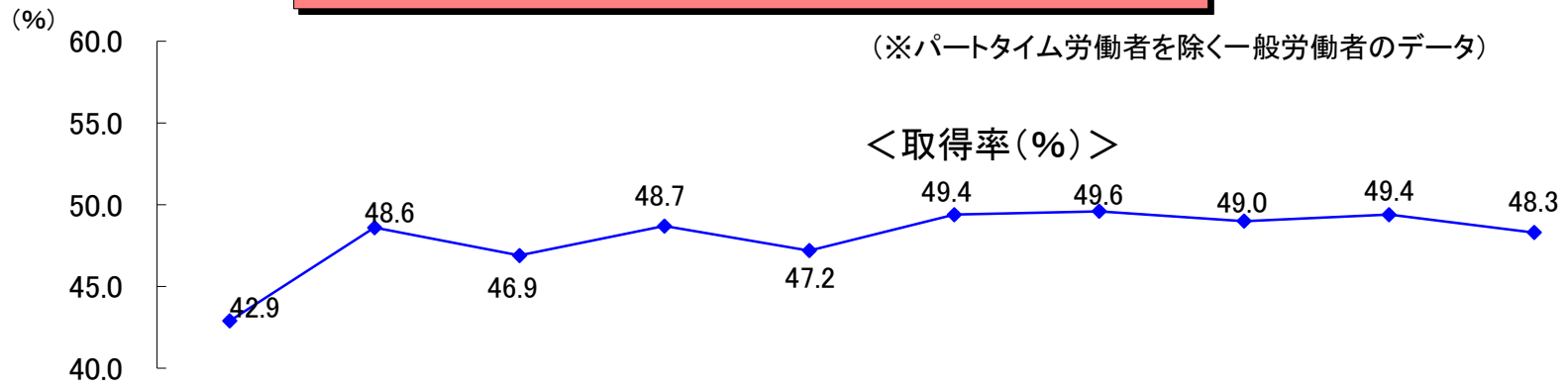
[グラフ 5 法定休日以外の休暇制度の導入状況](#)

添付資料

- ・ 用語説明

一般労働者の年次有給休暇の取得状況の推移

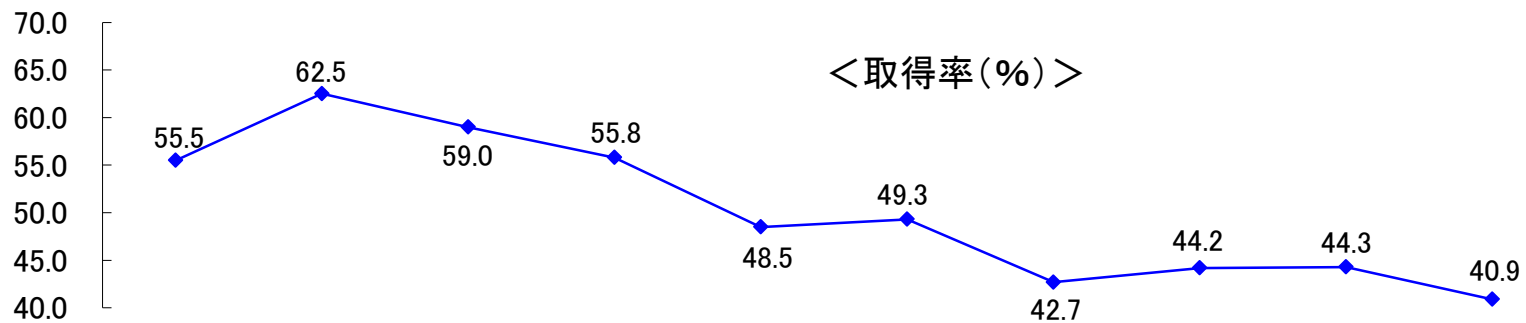
(※パートタイム労働者を除く一般労働者のデータ)



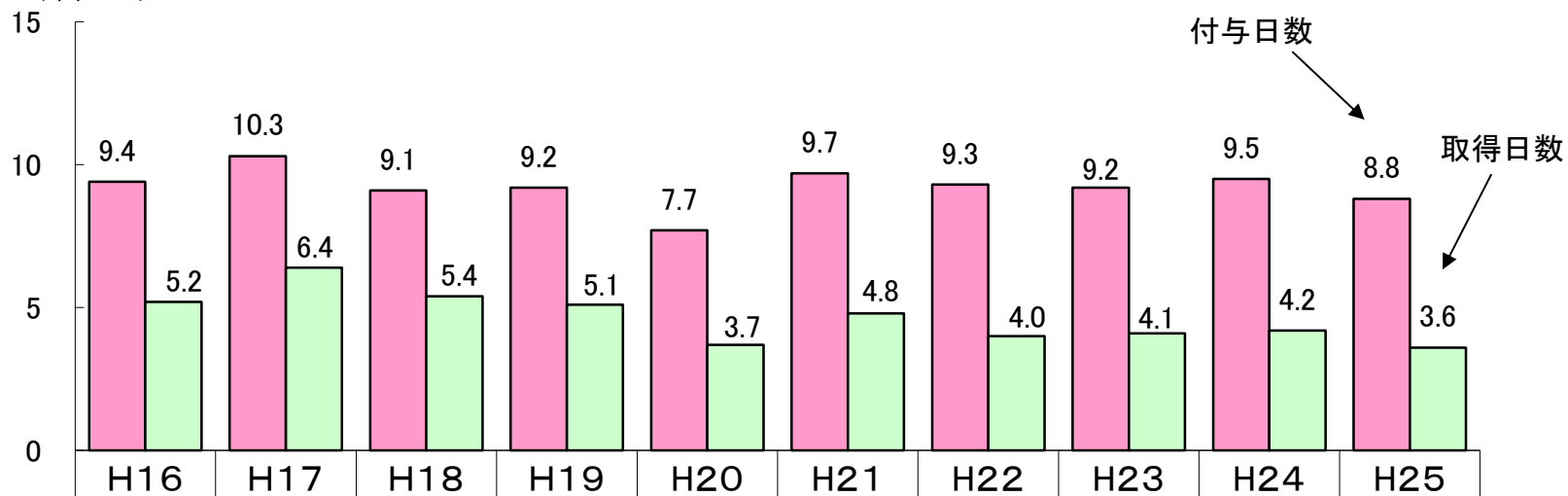
■ 系列2	17.0	17.4	17.2	17.4	17.3	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4
□ 系列1	7.3	8.5	8.0	8.5	8.2	8.6	8.6	8.5	8.6	8.4

パートタイム労働者の年次有給休暇の取得状況の推移

(単位: %)

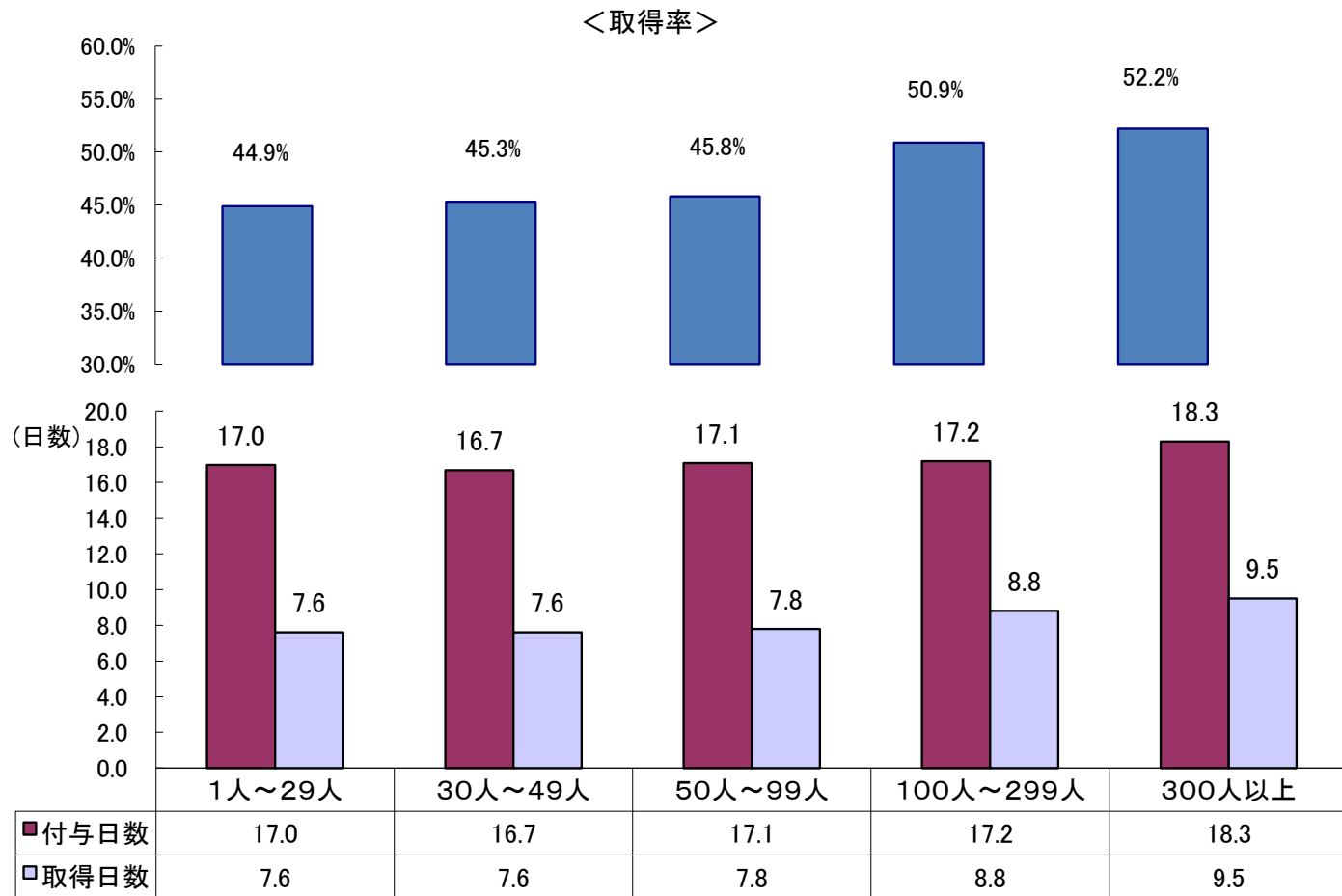


(単位: 日)

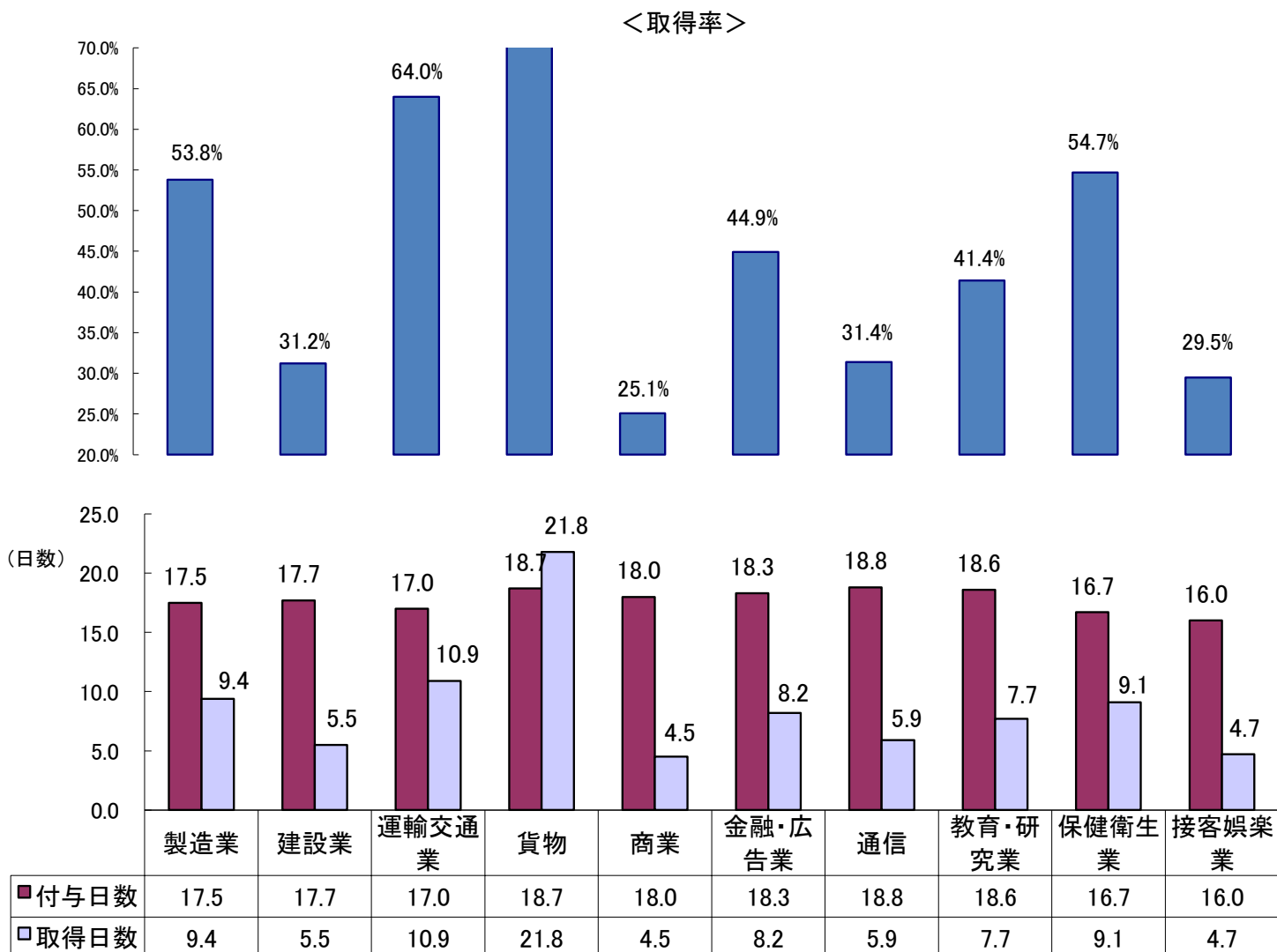


■ 系列2	9.4	10.3	9.1	9.2	7.7	9.7	9.3	9.2	9.5	8.8
□ 系列1	5.2	6.4	5.4	5.1	3.7	4.8	4.0	4.1	4.2	3.6

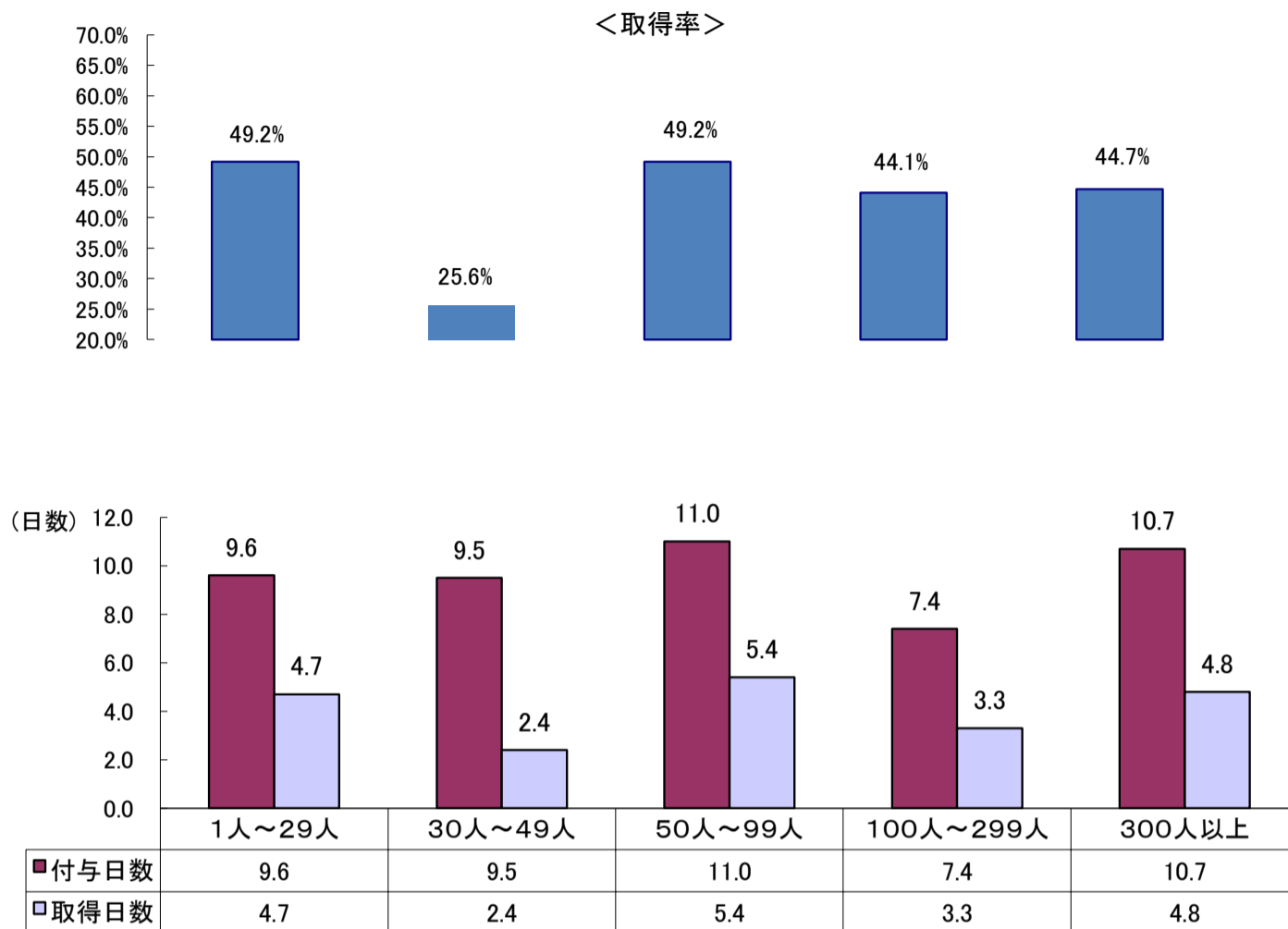
平成25年度 規模別年次有給休暇の状況(一般労働者)



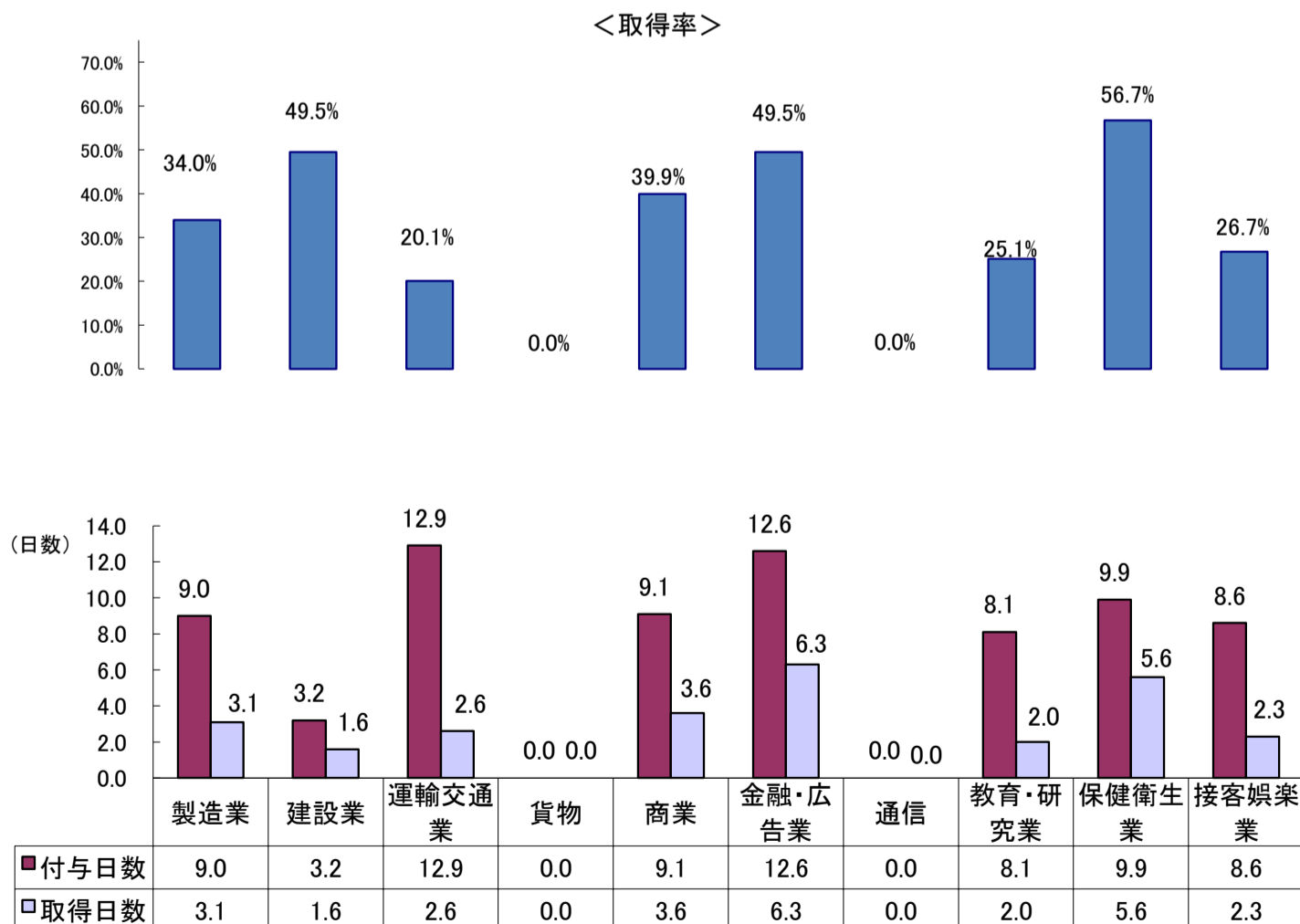
平成25年度 業種別年次有給休暇の状況(一般労働者)



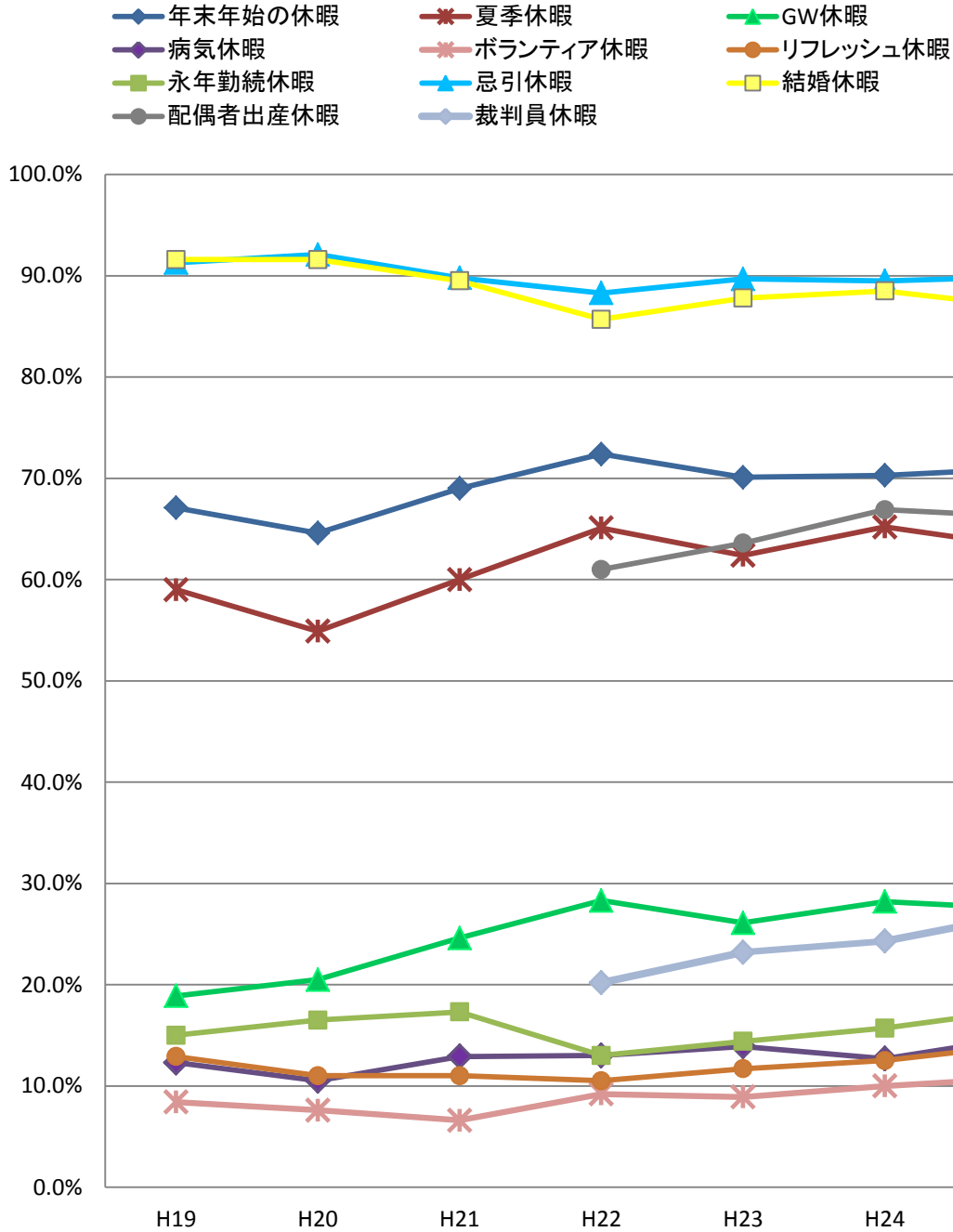
平成25年度 規模別年次有給休暇の取得状況(パート労働者)



平成25年度 業種別年次有給休暇の取得状況(パート労働者)



法定休暇以外の休暇制度の導入状況の推移



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
年末年始の休暇	67.1%	64.6%	69.0%	72.4%	70.1%	70.3%	71.0%
夏季休暇	59.0%	54.9%	60.0%	65.1%	62.4%	65.2%	63.2%
GW休暇	18.9%	20.5%	24.6%	28.3%	26.1%	28.2%	27.5%
病気休暇	12.3%	10.5%	12.9%	13.0%	13.9%	12.7%	14.9%
ボランティア休暇	8.4%	7.6%	6.6%	9.2%	8.9%	10.0%	10.8%
リフレッシュ休暇	12.9%	11.0%	11.0%	10.5%	11.7%	12.5%	14.1%
永年勤続休暇	15.0%	16.5%	17.3%	13.0%	14.4%	15.7%	17.6%
忌引休暇	91.3%	92.1%	89.8%	88.3%	89.7%	89.5%	89.9%
結婚休暇	91.6%	91.6%	89.5%	85.7%	87.8%	88.5%	86.9%
配偶者出産休暇	-	-	-	61.0%	63.6%	66.9%	66.2%
裁判員休暇	-	-	-	20.2%	23.2%	24.3%	27.0%

用 語 説 明

【パートタイム労働者】

本調査においては、週の労働日が4日以下でかつ週の労働時間が30時間未満の労働者を指す。

【一般労働者】

パートタイム労働者以外の労働者を指す。

【新規付与日数】

本調査においては、平成25年度中（又は平成25年中）に新規に発生した年次有給休暇の付与日数を指す。総新規付与日数を総労働者数で除して算出した。（前年からの繰り越し分を含まない。）

【取得日数】

本調査においては、平成25年度中（又は平成25年中）に労働者が実際に取得した年次有給休暇の日数を指す。総取得日数を総労働者数で除して算出した。

【取得率】

総取得日数を総新規付与日数で除した数字。

【年次有給休暇の計画的付与制度】

各労働者が有する有給休暇の日数のうち、5日を超える部分に限り、年次有給休暇の取得時季を事業場が決定できる制度。導入には労使協定が必要。

【年次有給休暇の時間単位付与制度】

平成22年4月1日施行の法改正で新たに認められた制度。

各労働者が有する有給休暇の日数のうち、5日を限度として、労働者が請求した時季に時間単位で年次有給休暇を取得できる制度。導入には労使協定が必要。

【法定休暇以外の休暇制度の導入状況の推移】

配偶者出産休暇・裁判員休暇は、平成23年の調査から選択肢として設けた。

（平成23年までの調査では自由記入項目）